

公 募 要 領

1. 事業名 高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業

2. 事業の趣旨

高度外国人材の呼び込みは、イノベーション創出や地域経済の活性化等の観点から我が国において大きな政策課題となっている。他方、それらの外国人材が日本で勤務を行う際に、その子弟に魅力的な教育環境が整備されていることを求める傾向にあることが明らかになってきている。

これを受け、今後、全国の自治体や学校等へ横展開することを目指し、高度外国人材にとっての魅力的な教育環境となるモデル創出を行う。

3. 事業の内容

受託団体は、地域や学校、インターナショナルスクール等における高度外国人材子弟の受入れに資する教育プログラム等を開発するとともに、開発した教育プログラム等について、他の地域や学校等での実施が可能となるよう、関係者向けの手引きや教材等から成る実施マニュアルを作成する。

特に、1条校(※)において、既存の日本の学校で外国人子弟を受け入れ、英語で教育することを可能とするための教材や指導の手引きを開発する。なお、成果物の構成については、文部科学省と協議の上、変更可能とする。

※学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 公募対象

公募対象は以下のいずれかに該当する団体とする。

- ・地方公共団体
- ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校のいずれかを設置する法人

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：令和6年度～令和8年度(3か年事業(予定))

ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

事業規模：1件あたり年間23,000千円程度

ただし、提案内容や予算状況等減額を含め、変動が生じる可能性がある。

採 択 数：1件(予定)採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」とおり。選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8. 公募説明会の日時及び場所

日 時 令和6年7月3日(水) 11:00～

場 所 オンライン

参加方法 公募説明会に参加を希望する場合は、令和6年7月2日（火）18：00までに以下宛先にメールにて申込を行うこと。

宛 先 kokusai@mext.go.jp

件 名 【参加申込】高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業 説明会

記載内容 参加者氏名、所属、連絡先（メールアドレス、電話番号）

9. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

10. 企画提案書等の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房国際課外国人教育政策推進第一係

T E L : 03-5253-4111 内線 3675

E-mail : kokusai@mext.go.jp

(2) 提出方法

① 企画提案書の作成にあたっては、指定の様式を使用すること。

② 企画提案書等は以下のいずれかの方法で提出すること。

○E-mail

- ・企画提案書等のデータをメールに添付して送信すること。
- ・メールの件名及び添付ファイル名の冒頭にはともに「【提出（団体名）】高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業」を入れること。
- ・添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
- ・受信通知は、翌営業日に送信者に対してメールにて返信する。

○郵送

- ・メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。
- ・5部印刷し、簡易書留、宅配便等記録の残る方法で送付すること。
- ・応募書類の電子データ一式についてもCD-ROM等（USB不可）により提出すること。
- ・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

(3) 提出書類

① 企画提案書

② 誓約書

③ 企画提案書にある「学校運営や教育内容に係る国際認証等」を受けている場合はその写し

④ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

⑤ 財務状況がわかる資料（財務諸表等。提案者が地方公共団体である場合は不要）

⑥ 本件に関する事務連絡先（メールアドレス及び電話番号。様式は任意）

⑦ その他必要と思われる資料

(4) 提出期限

令和6年7月24日（水）12：00必着

※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※ メールでデータを送信した場合は送信時に提出されたものとみなす。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

11. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

12. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

13. スケジュール

- (1) 審査：令和6年7月中～下旬頃
- (2) 採択決定：令和6年8月上旬頃
- (3) 契約締結：令和6年9月下旬頃

14. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに文部科学省に届け出ること。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (8) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料
（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料など）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 委託契約書の別紙（銀行口座情報）